

令和5年度 第2回草津市障害者施策推進審議会 会議録

■日時：

令和5年9月22日（金）14時30分～16時05分

■場所：

草津市役所 4階 行政委員会室

■出席委員：

栗田委員、松島委員、大谷委員、中島委員、吉村委員、呉橋委員、中瀬委員、  
太田委員、元島委員、夏原委員、山本委員、中島委員

■欠席委員：

福谷委員、牧委員、中司委員

■オブザーバー（滋賀県南部健康福祉事務所）：

山本次長

■事務局：

健康福祉部	江南副部長
障害福祉課	藤崎課長、木野課長補佐、國松課長補佐、田中主査、山元主査
子ども未来部	黒川部長
発達支援センター	田附所長、倉田所長補佐

■傍聴者：

1名

1 開会

---

【江波副部長挨拶】

健康福祉部副部長の江南でございます。

「草津市障害者施策推進審議会」の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

日頃は、市の行政全般、とりわけ障害者施策の推進に格別の御理解と御協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

また、皆様方におかれましては、本日は何かと御多用の中、当審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日は今年度2回目となる審議会でございますが、第3次草津市障害者計画、第7期草津市障害福祉計画、第3期草津市障害児福祉計画の素案について、前回、委員の皆様方からいただいた御意見や、各事業所様の御意見を計画へ反映させたものを説明させていただきます。

本計画がさらにより良いものとなるよう、委員の皆様方の御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく御審議いただきますようお願い申しあげまして、開会の挨拶とさせていただきます。

【事務局】

本日は、15名中12名の委員の皆様方に御出席いただき、会議は成立しておりますことと、草津市情報公開条例に基づき、当審議会は公開としておりますことを報告します。

それでは、規則に基づきまして審議会の進行を会長にお願いします。

## 2 議事

---

草津市附属機関運営規則第4条第4項に基づき、会長が議事進行を行う。

### (1) 第3次草津市障害者計画（素案）について

#### 【事務局】

<資料1、資料2、資料3、資料4に基づいて説明>

#### 【委員】

資料1について、審議会の意見10番目についてであるが、サロンを作っただけではいかがかと言ったことに対して、今、障害者福祉センターで行っているというような、言葉になっているが、障害者団体だけで皆が集まって、サロンを作っただけではいかかですかということで、意見したつもりである。

障害者について、理解してもらえていないという事が、資料でもよく出てくると思うが、このサロンの中に、民生委員とか当事者、団体の会員も入ってもらって参加してもらうことで、我々、障害者の思っていること、困っていることなどを伝えることにより障害者の理解というもの、進むと思っている。

今の文面では、センターでやっているという文言になっているので、もう一度、今、話したことに沿って考えればもう少し再考できるのか、その点をお聞かせいただきたい。

#### 【事務局】

今いただいた、意見に関しまして、みんなが集まるようなサロンがあったらということでもいただいたのですが、今地域の課題等を共有して、地域のサービス基盤の整備を進めるような、話し合いの場として、自立支援協議会というものあり、協議会において、例えば課題の懇談会を開催したりで、今回の計画ですと各事業所さんからアンケート調査をしていただいたりと、各事業者様や民生委員等と連携をとられて活動されているというところがあります。

草津としても、その協議会に運営委員という形で参加させていただいていますので、一つの考えとしてこういう自立支援協議会等を活用させていただいて、連携強化や触れ合う場を作ってくださいということも一つかと考えております。

#### 【会長】

障害の方の理解について、もっと一般の人にも知らしめる意味でいろんな人が参画してもらう自立支援協議会の会議というのは大事なものである。

今後、参考に検討していただければと考えている。

#### 【委員】

先ほどの質問について、事務局の回答の補足であるが、知的障害者の団体NPO法人草津手をつなぐ育成会、精神障害者の会ひまわりの会、肢体不自由児者父母の会、草津市心身障害児者連絡協議会が事務局となって運営している孤立化防止検討会というものがある。

資料の施策のところでも出てくるが、地域の皆さんに、ふくふくサロンという形で、障害のある方や、民生委員さん、それから、地域包括さんや、社協さん、隣保館の方とかにお声掛けさせていただき、障害のある人たちのしんどい部分とか、その家族のしんどさを知ってもらいたいという形で、4年、5年サロンをさせてもらっている。

繋がりサロンというものでは、当事者の会がそれぞれの課題に応じて部屋を分けさせてもらって、同じしんどさを共有しながら、もっといい方向になるための話し合いをするよ

うなサロンも、同じ孤立化防止検討会の中で開催させてもらっている。

審議会の場合などで孤立化防止検討会の名前は出てくるなど、訪問活動やサロン活動の実施報告はあるが、詳細の方がなかなか皆さんに知らされていないという状況なので、チラシ等手配してもらうように事務局に言うので、また、同じ委員会のメンバーの方たちや構成員の方にも、こういうことを知ってもらえたらなと思っている。

**【会長】**

広報のところ、いろいろと知恵を出し合って、考えていくのが重要と思うので事務局の方も協力していただきたいと思う。

**【委員】**

資料1の7番に関して、相談員が少ないなど、人員不足というのは全般的に課題になっているが、専門性の高い人を育成するには時間とか費用もかかるので、当事者の親として、ペアレントメンターの育成に力を入れていただいて、気軽に話を聞いてもらえる体制を整えていただき、そこで課題が見つければ専門のところにつなげるような、段階的なものにしていただきたい。

どこの団体も所属していないと、情報が一切ないので、まちを歩いていたら、こんなんがあるって、関心のない人も、興味を引くようなキャッチ的なことをしていただければ、ありがたいと思う。

**【事務局】**

啓発方法についてはまた検討したいと思います。

**【委員】**

ペアレントメンターについては、その立場というものが発達支援センターさんの方が詳しいと思うが、相談員ではないので、ペアレントメンターというよりも、草津市で言うと、それぞれの障害の特性に応じた身体障害者相談員であったりとか、精神障害者相談員、そして知的障害者相談員というのが、かなりの人数がおられる。

インターネットで草津の福祉で調べていただくと、相談員の名前等連絡先が書かれているが、なかなか周知してもらえていないというのを感じた。

ペアレントメンターに関しては発達支援センターから回答してくださると思うので、そのあたりも聞かせていただけたらと思う。

**【事務局】**

ペアレントメンターにつきまして補足をさせていただきますと、県の事業になっておりまして、主に発達障害のあるお子さんを子育てされた御経験のある保護者の方に対して、滋賀県の発達障害者支援センターが一定のカウンセリングや、相談の研修を行い認定された保護者の方に対して、ペアレントメンターさんとして、草津市では3名の方に御尽力いただいているところです。

メンターさんの役割としましては、障害事業のこと、或いは小児障害のあるお子さんを子育てするときの、不安や見通しのたにくさなど、実際に子育ての経験のある方と気持ちを共感して、話を聞いていただくという一定の役割をいただいているところです。

ただし、専門的な助言をお願いしているというわけではありませんので、周知のところにつきましては、なかなか市民の方々に広く事業啓発できているわけではございません。

今後また周知の方法についても検討して参りたいと思います。

**【会長】**

検討してくださいということになるが、広報は本当に難しく、世の中で本当にキャッチコ

ピーも含めて、プロにやっていただかないと難しい。

委員の皆さまも自分の団体等については、広報を結構されていると思うが、例えば皆さん方に突然、次のバスケットボールの試合について言われても、バスケットボールの競技をされている人や、興味のある人以外は答えられないこともあるかと思う。

情報が来ていても見ないことは多々あり、皆さん方がそれぞれ、大事だと思って広報しても、本当に見るのは、相手方が興味を持っている場合なので、プロが入らないといけなくらいに難しいことだと思うので、良く検討して時間をとって考えないといけないのかなと思う。

## (2) 第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画（素案）について

### 【事務局】

<資料5、資料6に基づいて説明>

### 【委員】

先ほど説明のあった資料6の21ページの生活介護に関わるのところについて、課題として書いてあるように、社会資源の不足というところもありつつ、ちょっと達成率のところは、改善というか計画値と実績値には開きがあるということである。

なかなか整備も進んでいるところもあるが、やはり選択肢というところを考えたところで、障害特性とか実態とかによって、変わってくると思うが、そういう進路を選ばれていくときに選択肢があることによって、その方に応じた事業所に通うこともできるのではないかなと思う。

今後の見込み量確保のための方策というところで、湖南圏域全体というところもあると思うが、事業者さんが草津市で改修すれば、こういう利点があるとか、事業者さんと呼んでくれることが出来るような施策を独自で考えていただいて、草津市で事業所を開きたいと思っただけるところに持っていけるようなものを考えていただけると、より活発に動いていくのではないかと考えている。

色々なお声を聞く中で、事業所を選んでいきたいという声もよく聞くので、是非そういったお声に応える、何か施策をしていただけるとありがたいなと思う。

### 【事務局】

例えば生活介護であれば家賃補助を実施させていただいたり、施設を建てられる際に、整備補助金ということで、補助金の方を出させていただいたりしておりますので、それらの制度を活用していただき、今後、整備などいただければと考えております。

### 【委員】

今後の流れについて確認したい。

本日の審議会を終えれば、計画の最終段階に移っていくと思うが、パブコメとか、中身のことでは無く、気になったところについて、お聞きしたい。

まず、障害者計画と障害福祉計画について、現段階のものにイラストが入って冊子を完成させることになるということか。

### 【事務局】

もう一度、委員会を開催させていただき、そのときが最終の印刷手前のひな型になり、御意見等を反映させていただいたものを提案させていただきます。

### 【委員】

それでは、障害者計画、障害福祉計画について、修正されることと思うが、もう一度、体裁を整えられることと思う。

見にくい箇所があるので、フォントや文字の大きさ、表や色使い、余白などうまく活用いただきたい。

また、体系図があって、前回と位置づけが変わっているものもあり、解釈が混乱してしまうので整理いただきたい。

そのほか、9ページの手帳について所有者数の数字について経緯はあるかと思うが、前回の計画と違う点があるので、確認いただきたい。

#### 【会長】

体裁のほうを見やすくということ、また、数字については非常に重要となるので、誰もが見やすい計画という形で取り組んでいただきたいと思っているので、しっかりと見直して作成していただきたい。

#### 【事務局】

手帳の集計の関係についてですが、2、3年前に県からデータを提供いただき、集計の関係で若干誤差が生まれまして、以前の計画の数値に誤りがあり、途中から変更した経緯がございます。

その関係で若干、前計画の数字とずれが出ていますので、すいませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 【委員】

表紙のイラストについて、個人的には期待しているところである。

恐らく、市内の方の作品になると期待しているが、表紙などのイラストについて、それぞれ団体をお願いするというようなことになるのかという点が1点、もう1点は、前回の計画に無いSDGsの目標が入っているが、施策毎には標記しないものなのか、以上、2点教えていただきたい。

#### 【事務局】

SDGsにつきましては、障害者施策としまして、3と8と10と17が障害者施策という形で考えています。

17のターゲットのうちのこの4つが障害者施策で関連するものとして位置付けており、事業毎の設定というのはしておりません。

イラストにつきましては、事業者様等に、また、御依頼させていただきまして、選定等々させていただけたらと考えております。

#### 【副会長】

昨年度アンケートを実施していただいた、その結果に加えて、今回ヒアリング等で、課題をより検討していただいたということであるが、色々な分野において、「障害特性」という言葉が散見される。

資料4に、それぞれの目標1からアンケートの結果ではこんな意見があって、そしてヒアリングの結果ではこんな意見があってというのを見させてもらおうと、その障害特性は、強度行動障害を指していることが多いと感じている。

ヒアリングの中で、この障害特性が主に強度行動障害の方を指しているのであれば、例えば医療等連携が困難とか、地域では孤立しているとか、そういうような課題が今回のヒアリングで浮き彫りになって、第3次草津市障害者計画と、第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画のところにとどのように盛り込んでおられるのか、教えていただきたいと思う。

#### 【事務局】

強度行動障害というふうにおっしゃっていただいたように、なかなか障害特性というところで、出てくる言葉でした。

強度行動障害について、記載しているところだと、福祉計画で、国としても基本指針の中で目標に示されてきております。

成果目標の3番目の地域生活支援体制の充実っていうところとなるのですが、そちらで強度行動障害に係る支援体制の構築に係る検討の会議回数というような形が位置付けられています。

やはり全国的にも課題として捉えられているようなことでございますので、具体的にその解決に向けて、施策をという段階ではないのかもしれないですけども、検討の会議回数自体が位置付けられたということで、関係する機関や、そういったところで協議しながら、解決に向けたところを模索していくべきというように考えております。

また、児童の方につきましては、認識としましては強度行動障害の方というよりは、例えば資料2のヒアリング調査等から見えた課題の中の、障害者の方の保健福祉教育の連携についてというところの事業所さんの御意見だと思います。

一つの御意見ですが、教育における障害理解が不足、いわゆる自閉症とか、ADHDとか、どちらかといいますと発達障害と言われる方々の障害特性或いは障害の理解が、もう少し学校さんの方にもしていただきたいというようなことが、事業者さんの御意見としていただいていると認識しております。そうした点につきましては、十分な書きぶりではないんですけども、障害福祉計画、資料6の48ページ、学校さん側の障害理解障害特性の理解を含めて深めていくという事業者さんの御意見、放課後等デイサービスを提供している事業者さんが多く、その下の方の見込み量確保の方策のところ、引き続き研修会や学校等の関係機関との連携を進め、放課後デイサービス事業所と学校とで、ケース会議や、保育所等訪問支援というサービス、特別支援教育コーディネーター、教育委員会の会議の方などで、制度の周知や、事業所さんが学校に入りやすいように、必要な調整等を進めていくことで障害理解、障害特性の認識を学校さんの方にも進めていけるように努めて参りたいと思っております。

#### 【副会長】

障害児のところ、強度行動障害のところの位置付けについて、難しいと思うので、今後の検討課題ということで、今回の第3次計画や第7期計画・第3期計画というところで、改善を目指して検討を進めていくという理解でよろしいか。

#### 【事務局】

はい。

#### 【委員】

新聞とかテレビで例えば、福祉施設で何か食事の提供で非常にカロリーが低いと報道され、新聞を見る限りでは何かずさんな施設運営に関する問題が取り上げられていました。

全国的な事業所のような、記事を見ると、どうしているのか不安であったりとか、障害を持っているとどうしても、対等というところが気に引けたりとかある中で、問題に感じている。

また最近、聞こえない方は、うちでは診察できませんということで、いわゆる障害を理由に拒否をしたということがあったようです。

医師法では診療義務があつてその免除規定では幾つかあるが、通常の場合で予約をして、当日、本人がそういう障害なので、うちではできませんというような、そのお医者さんにちょっと異議を申したら何か反応がなかったということであるとか、1人、日常生活の中で施設なり家庭なり地域なりの中では、その辺の保障もなかなか難しいのかもしれないが、何か

社会の目であるとか、施設であると、施設のオープン性が見えた施設運営であるとか、もしくは行政の定期監査なりチェックを思いながら、それが1点気になった。

もう一つ参考に教えて欲しいのだが、よくA型B型就労と聞く中で、B型はやっぱり日常の訓練もあわせて、低い賃金ながら働く喜びや体を使うことなど、お聞きしているが、もう一つ、生活介護施設の中でB型を一つの事業所がやっている場合は、施設的には別々のスペースであるのか、それとも、同じスペースであるのか、施設が別々なのかなといった2点についてお聞きしたい。

#### 【事務局】

1点目の施設の提供カロリーの話につきまして、適切な回答になるかが、分かりませんが、草津市におきましては、そういった事業所を把握させていただいた際には、虐待といったところの観点から、市の職員が調査をするということはあります。

その虐待の調査等についても、虐待防止の啓発ということで、自立支援協議会を活用して、広報させていただいていますので、また、そういった話が草津の対象者さんにおいて、そういった事実を見たり、聞いたり、噂がありましたら、草津市の方に通報していただき、対応させていただいております。

もう1点、生活介護のスペースにつきましては、別々の例えば施設が一つであっても、例えば二階が生活介護の事業所1階がB型というような形で分かれるような形の設置になっております。

#### 【委員】

全障害者に関わる職員のスキルを上げるためにも勉強会をできるような体制をとって、強度行動障害の学習をしていかなきゃいけないし、そういったところで職員全体のレベルアップをするためには、やはり勉強しないといけないと思う。

そういう体制をとれるような、加算とまではいなくても草津市の補助でもいいから、そういうものをまずつけてみてはどうか。

#### 【事務局】

草津市の方では、人材育成の研修の受講ということで、強度行動障害の支援に関する研修を受講する際に職員さんが研修に行かれた際の、代わりの方の人件費等を補助させていただく制度がありますので、活用していただいて、人材のスキルアップ等の支援に取り組んでおります。

#### 【委員】

定期的な学習というのは絶対必要である。

内容的にも、作業所も職員の教育をしてかないと、やはり良くなっていかないのではないかというふうに思う。

#### 【事務局】

強度行動障害の関係については、草津市はもちろんのこと、湖南圏域でも検討課題としてあがっておりまして、強度行動障害の方の勉強会など、事業者さんが集まっていたきながら、定期的に外部の専門講師等と呼ばせてもらいながら研修等はさせてもらっているところではあります。

また、草津市としましても以前の会議でお話しさせていただいた、基幹相談支援センターを設置したのですが、その事業の一つとしまして、強度行動障害の方の今後の取組であったり、勉強会等で、センターの職員を中心にしていただいている取組もありますので、今後、それがもっと発展的になっていって、部会等も作ったりしながら、より定期的な勉強会なり、実態に即した勉強なりが出来ていけばと、今現在でも取組をさせてもらっていますので、よ

ろしくお願いしたいと思います。

#### 【委員】

福祉施設を管理させていただいているが、研修も、事業所施設内で月1回は虐待の研修や、また障害とは何かというの、各施設でしている状況である。

なかなか正直、研修といっても、学ぶ研修で、事業所にヒットする研修はなかなかできていない実態はあると思う。

また、先ほどあったご飯の虐待的なケースについても、やはり障害者施設は、クローズになっている状況が多いので、うちの施設は、市の先生など、よく来てくださって逆にやって、外部から来ていただくことで、閉鎖的なことを除く施策っていうか、草津市でも何回か来ていただいて、大丈夫なんだなというのを示してくださると施設側も安心できるのかなというので、今後そういう動きがあれば、障害者事業の運営している方も安心できるのかなと思うが、どう考えるか。

#### 【事務局】

先ほどお話をいただいた基幹相談支援センターですが、実際にその相談事業所のスーパーバイズっていうような立ち位置では基本的にはあるんですが、現在、基幹相談支援センターの職員と話をさせていただいて、相談事業所だけではなく通所先の事業所さんでも実態等がどうなのかと、虐待の啓発についても、基幹相談支援センターの役割として担ってもらえるような業務実態に今なっているので、できれば、今年度ぐらいからちょっとずつですけども、そういった通所先の事業所さんにもお伺いさせてもらって実態調査や、虐待の啓発は、させてもらいたいと思っております。

遅くとも来年度以降については、相談事業所の訪問だけでなく、通所先の訪問についてもさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

#### 【オブザーバー】

障害者計画のほうで重点として精神障害者の自立に向けた取り組みの推進というところで挙げていただいているところについて、精神保健福祉法の改正の中で、令和6年の4月から市町村においても、障害というところに至るまでのいろんな精神保健の課題を持った方への相談体制の整備を進めていくことが法改正の中で出てきているかと思う。

草津市ももうすでに健康増進課等で心の健康というところでの、相談を実施していただいております、資料4のところの34ページのところ、施策として挙げていただいているところ等で連携強化も図っていくというところで書いていただいているが、母子の分野であったり高齢の分野であったり、いろんな分野と連携して、今の相談体制をさらに充実していただくというような記載について、書きぶりを見直していただけたらなというふうに感じている。

#### 【事務局】

御指摘いただいた書きぶり等についてはまた検討させていただきたいと思います。

また、障害者計画で36ページの方にも精神障害者に対応した地域ケアシステムの構築事業ということで、挙げさせていただいておりますので、こちらも健康増進課と協力しながら、取り組んでいきたいと考えております。

#### 【委員】

この草津市障害福祉計画の12ページにある精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてですが、今回この会議に参加させていただいて、すごく精神障害者についての話題がたくさん上がるようになって、認識されてきたことが、すごくうれしく思っていたところであるが、このページを見ると、前回の表現と全く変わっていないというのが分か

らない。

課題がありすぎてこのようになってしまうのか、どういうふうに関後、考えてらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいと思う。

#### 【事務局】

今、御指摘いただきました12ページのところですけれども、こちらはあくまでも国の基本計画というか基本指針に基づいて記載をさせていただいたところになりますので、書きぶりとしてはどうしても、前回の形に近いものとなります。

基本指針と別に福祉計画では成果目標の8番目で市独自の目標を立てると説明をさせていただいたところございますが、こちらは重点的取り組みに応じた形でそれぞれ、数値目標を作成させていただこうと考えておりますので、先ほど委員ご指摘いただきました精神に関係するところも、重点的取り組みで、精神障害者の自立に向けた取り組みの推進という項を設けさせていただいておりますので、市独自の形であらわすのはこの8番目の成果目標のところ、福祉計画としては現れてくるかなと考えております。

#### 【会長】

計画であるから、どうしても抽象度の高いものになるが、先ほども発言があったように、医療で拒否されるようなことがあったときに、対応として人権的なことの講習会や、虐待の事例として学ぶということになるが、権利を守り法的に考えていくという点は大事であるものの、それはある意味で対立をしながら是正していくという一面である。

もう一つ、福祉的な、観点からいくと、確かにその医療の方は、人権というところから考えるとおかしいが、理解を深めても現実の状況として、そうせざるをえないのは何故かという点に着目することも必要である。

医療の人が福祉の支援を知っていれば診療を実施できたはずであり、それが出来なかったということは、自分だけでやろうとして、できなかったという面もあると考えられるので、そういう意味では、医療と福祉の連携不足ということが幾つか課題に出てくるのも分かる。

医療と福祉の連携が不足するっていうのは、抽象的な概念であるが、学習するだけでは足りなくて、実際には医療拒否するという現場の状況に対して、それを支えるために、医療と福祉がどんな連携をするか考えるなど、会議の中身がそうならないと変わらない。

手話の通訳出しますよとか、そういう制度がありますよ、ということ福祉の方も積極的に医療に言っていないといけないし、医療の方もそれを聞かないといけないが、それを全然知らないという状況になっているので、人権だけの学習をやったら全然、中身が進まない、そういうところを拾っていく事が大事である。

単に訴えるだけじゃなくて、何ができるかを考えるような会議にしていけないと、現実としては進まない、現場レベルで考えていくことが非常に大事であると思う。

この会議自体は抽象的なことなので、なかなかそこまでは進めないが、皆さんの意見を是非、現実のところ活かしていけたらと思う。

以上で、予定していた審議は終了したので、進行を事務局にお返りする。

#### 【事務局】

予定しておりました議事について、全て審議賜り、有難うございました。

御意見をもとに、この素案を検討させていただきまして、次回11月下旬の第3回において、計画案として皆様にご確認いただければと考えております。

本日はありがとうございました。